

富士見市基本構想策定ふじみ市民会議
平成22年度第1回 市民協働・自治・財政・行革専門部会 会議録

| |
|---|
| 日時：平成22年7月8日(木) 午後7時～午後9時 場所：市長公室 |
|---|

出席状況

| | |
|------------|------------------------|
| 市民会議委員 | 気賀澤委員、川添委員、島村委員（欠席6名） |
| 庁内専門部会員 | 市民生活部副部長、政策財務課長、協働推進課長 |
| 事務局（政策財務課） | 吉野、森園 |

| | |
|-----|----|
| 傍聴者 | なし |
|-----|----|

| 内 容 | |
|-------------------------|---|
| 1 開 会 事務局 | |
| 2 あいさつ 市民会議委員部会長あいさつ | |
| 3 検討事項 | <p>○第5次基本構想前期基本計画の検討について</p> <p>・本日7/8と7/13の2回にかけて、第3章の大柱「人権尊重」のうち男女共同参画に関する部分、第5章の大柱「消費生活・市民相談の充実」、第6章の大柱「市民自治の推進」、「計画的な総合行政の推進」、「健全な財政運営」、「広域行政の推進」について、各課から提案のあった施策内容を基にした基本計画の事務局（案）を検討していただく。本日は、第3章の大柱「人権尊重」のうち男女共同参画に関する部分、第5章の大柱「消費生活・市民相談の充実」、第6章の大柱「市民自治の推進」についての検討とする。</p> <p>第3章 大柱<人権尊重>のうち男女共同参画に関する部分</p> <p>専門部会員： 新聞報道でも埼玉県は、全国で男女平等が最も進んでいないという調査結果がでている。市役所でも女性の管理職の数などは少ない。</p> <p>委 員： そのような状況になっている原因は何か。</p> <p>専門部会員： 一般的に女性の年齢と働いている人の割合の関係をグラフで表すと、M次曲線となっている。男性は、そのような曲線になっていない。</p> <p>市役所でも女性は、出産期、子育て期に働く人の割合が下落する。</p> <p>委 員： 市役所では、男性の育児休業者の取得者はいるのか。</p> <p>専門部会員： 今のところいない。当然、制度的な面は整備されているが、現実的には取得することが難しい。</p> <p>しかし、妻の出産に合わせて、2日間の特別休暇と年休を取得したり、出産に立</p> |

ち会ったりと様々な面で職員の意識も変わってきている。

今後は、期間の長短に係わらず、男性が育児休業を取得できるような環境づくりなどをしていく必要がある。

委員： 中小企業では、女性社員が育児休業で長期間不在となると大変である。代わりにパート社員を採用して対応するが、社員が復職した後に、パート職員の処遇の課題が残る。

委員： 第4次基本構想の計画では、条例の整備や男女共同参画推進プランの改訂など様々な取組みをしてきたが、今回の計画では、「男女共同参画」の分野が大柱から小柱になり、施策が後退したような印象を受ける。

専門部会員： 計画では、現在の計画と同様に3つの小柱を設定して、男女共同参画社会を進める意識づくり、環境づくり、そして、審議会等に女性が参加し、政策決定にも携わっていくという取り組むべき内容をしっかり位置付けており、後退したとは考えていない。

委員： 「男女共同参画社会を進める意識づくり」の小柱に、男女共同参画推進条例についての記述を入れて欲しい。

また、「男女の自立を可能にする環境づくり」の小柱において「暴力の根絶」とあるが、セクハラは暴力とは異なるので、「暴力」という言葉を削除した方が良いのではないか。

事務局： そのように修正する。

第5章 大柱＜消費生活・市民相談の充実＞

委員： 昨年、国では、消費者庁が設置され、県でも相談内容などが充実された。市への影響はあるのか。

専門部会員： 相談内容について、インターネットで県への報告などを行っている。また、相談内容充実のための予算など、期間限定であるが、交付されることになった。

委員： 法律相談は、無料なのか。

専門部会員： 弁護士相談は、30分という時間の制限はあるが、無料で受けられる。有料にすべきではないかとの話もあるが、市民が気軽に専門的な相談を受けられることに意味があると考えている。

相談の日程等については、毎月の広報紙に載せている。

DV（ドメスティック・バイオレンス）の相談などは、時間が長くなることも多く、現在の職員体制では、相談内容をこれ以上充実させていくことは、なかなか難しいため、組織を含めての検討が必要である。

第6章 大柱＜市民自治の推進＞

委員： 町会組織について、市民にどのように啓発しているのか。

専門部会員： 2年に1回役員改選があり、それに合わせて広報紙で周知をしている。

専門部会員： 町会の区割りなど、より詳しい情報をホームページ等で紹介している自治体もある。

専門部会員： 埼玉県は、防犯などの町会活動をかなり活発に行っている自治体が多い。

その中でも富士見市は、自主防犯組織が56町会すべてにあり、組織率100%となっている。これは、県内トップクラスである。

委員： 町会組織が弱い地域や高齢者が多い地域は、町会の維持も難しくなっており、そういった活動を維持していくためには、町会の必要性などを住民へ周知し、理解をしてもらうことが不可欠である。

委員： 「町会活動の支援」の小柱について、地域立集会所の支援とはどういうことか。

専門部会員： 修繕や光熱水費などの集会所の維持管理費について、一定の条件に当てはまれば補助するというものである。

委員： 自治会の体育祭などの補助もしているのか。

専門部会員： 町会長連合会への補助は行っているが、各自治会の体育祭の補助は行っていない。

委員： ふるさとまつりなどは、地域と市で協力して盛り上げるのには、最も適したイベントであるが今ひとつ盛り上がり欠けている。

専門部会員： 祭りのあり方や内容については、開催時期や花火など来年度以降どうしていくかも含めて市でもいろいろ検討をしている。しかし、まだ具体的な方向性の決定には至っていない。

委員： 市には町会が56町会あり、様々なまちづくり活動をしているという文章をどこかに入れていただきたい。

事務局： 現状と課題の中に文章を入れることを検討したい。

専門部会員： 市民参加、協働のまちづくりについては、市の憲法ともいえるべき自治基本条例の制定から6年経ったが、市民でもまだ知らない人も多く、どのようにして効果的な啓発を行っていくかが課題である。

専門部会員： 予算説明会の開催や基本構想の策定など、自治基本条例の趣旨に基づいて、様々な市民参加の機会づくりを行っている。そういった取り組みの趣旨を市民の方々にも理解してもらい、参加をしてもらいたいと思う。

この基本構想の市民会議についても、今までなかった市民参加協働の新たな試みである。

委員： 「市民活動の促進と連携」の小柱に市民や市民団体間のネットワークづくりとあるがどのような内容か。

専門部会員： 例えば、市に事務所があるNPO法人が現在19団体あり、市を拠点に様々な活動を行っている。そのNPO法人や団体が集まり、様々な情報交換できる場を年1回設けているが、もっと内容を充実していきたいと考えている。例えば隣のふじみ野市には、駅に隣接している施設の中にNPOが活動できる拠点施設がある。そういったことができないかなども検討していきたい。

委員： 「広聴活動の充実」の小柱の中に市長のはがきについての記述があるが、こういったチャンネルが重要ということは認識しているが、表現が具体的すぎないか。

事務局： 基本計画のレベルなので、ある程度の具体的な表現が必要と考えるが、どのような表現が適切かは、再度検討をする。

<その他>

次回の会議日程は、7月13日（火）午後7時から開催する。

4. 閉 会